資料３

新船員保険制度施行に伴う船員保険業務移管の準備状況について

１　厚生労働省及び全国健康保険協会における主な準備作業

平成 22 年 1 月の新船員保険制度の施行に伴う船員保険業務の円滑な移管のため、今後、次のような準備作業を進めていく必要がある。

（厚生労働省における移管準備（主なもの））

- 政令、省令等の作成
- 事務処理システムの構築

（船員保険基幹システムの開発及び協会本体システムとの接続のためのシステム改修等のための外部専門業者の調達作業を終え、関係業者において開発作業等を実施中）

- 船員保険福祉施設問題の処理
- 労災保険・雇用保険両制度への業務引継
- 制度内容、事業運営主体変更に係る広報
- 事務所の確保

（飯田橋プラーノ「ステージビルディング」貸主：野村ビルマネジメント株式会社）（飯田橋駅より徒歩 3 分）に本年 10 月より入居する予定。）

（全国健康保険協会における準備行為（主なもの））

- 職員の採用

（協会本部（船員保険部門）における業務処理の集約化を基本とし、本部に３０数名、支部に１０数名の職員を配置する予定（このほか、データ入力のための派遣職員等を配置する予定）。）

- 船員保険協議会の運営
- 定款、運営規則の変更（＊）
- 事業計画、予算の作成（＊）
- 疾病保険料率、災害保健福祉保険料率の決定（＊）
- 準備経費の負担等

（事務室借料、船員保険に係る協会システムの改修経費等については、協会における準備行為の一環として、費用の立替え負担、年明けに船員保険勘定から立替え分の支弁というやり方で処理する予定。）

２　船員保険事業運営懇談会及び船員保険協議会における主な検討事項

（船員保険事業運営懇談会における検討事項）

- 船員保険福祉施設問題の処理
- 施行に向けての検討事項の整理（政令、省令等の内容検討を含む）

（船員保険協議会における検討事項）

- 上記１の（＊）を付した事項